

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第7報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・平成30年9月28日 保医発0928第5号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
434	右	上から7行目	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p><u>(28) 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定</u></p> <p><u>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法(IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</u></p> <p><u>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入